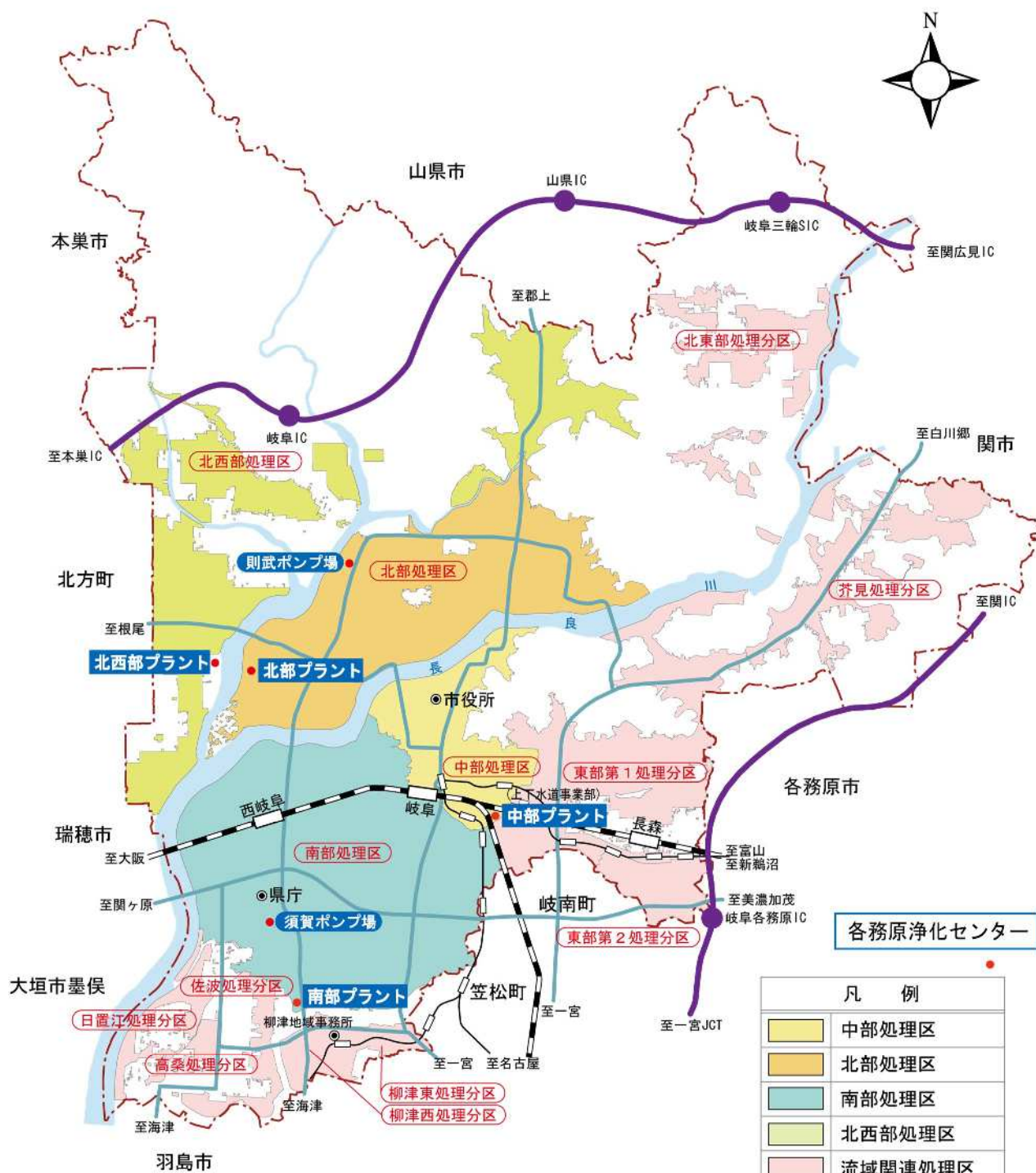


V 下水道事業

1 岐阜市下水道処理区域図



処理区域：供用開始済み区域

2 下 水 道

(1) 沿 革

本市の下水道は、昭和9年7月に、当時では画期的な汚水と雨水を分けて処理する分流式下水道を日本で最初に採用し、旧市街地490 haを対象として着工した。昭和12年7月には下水処理場（現中部プラント）が処理を開始し、当時の東京市、名古屋市、京都市、豊橋市に次ぐ国内5番目の下水処理場を有する都市となった。その後、昭和18年3月までに約300万円を投じ、中部処理区が完成した。

昭和20年には戦災により大きな被害を受けたが、戦災復興事業として昭和26年までに復旧を完了し、翌昭和27年からは一部区域の拡大を図り、昭和38年までに計741 haの整備が完了した。

これと前後し、昭和37年には、戦後特に住居地区・文教地区として著しく発展していた長良川以北の地域を対象とした北部処理区の整備事業に着工し、北部プラントが昭和41年7月に一次処理、昭和43年5月に二次処理を開始、汚水中継施設として則武ポンプ場が平成2年4月に稼働を開始した。

また、県庁を中心に急速に市街化しつつあった南部地域を対象とした南部処理区は、昭和45年に整備事業に着工し、南部プラントが昭和48年6月に処理を開始、汚水中継施設として須賀ポンプ場が昭和61年4月に稼働を開始した。

平成10年には、北西部地域を対象とした北西部処理区の整備事業に着工し、平成14年12月に木田・七郷・合渡地区の一部を供用開始し、北西部プラントが平成16年2月に処理を開始した。

流域関連公共下水道では、昭和59年には旧市街地に隣接し市街化の進んでいた長森・日野地区を東部第1処理分区及び東部第2処理分区、平成元年には宅地開発等が進んでいた芥見・岩地区を芥見処理分区、平成7年には前年に市街化区域へ編入された南西部地区を日置江処理分区、さらに平成19年には住宅団地や住居系の地域がある藍川・三輪地区を北東部処理分区として順次着工し、平成3年4月に東部第1・東部第2処理分区、平成4年3月に芥見処理分区、平成9年3月に日置江処理分区、平成23年3月に北東部処理分区の供用を開始した。また、平成18年1月には羽島郡柳津町との合併に伴い、平成7年4月より順次供用を開始していた柳津東、柳津西、佐波、高桑の4つの処理分区が編入された。

汚水処理に伴い永続的に発生する下水汚泥を有効活用する取り組みとして、平成6年から汚泥焼却灰から製造した焼成れんがの販売（現在製造、販売共に終了）を開始したが、平成20年かられんがに代わる新たな取り組みとして、汚泥焼却灰から希少資源である「りん」を回収する施設の建設に着手し、平成21年度末に完成した。また、3県1市（愛知県・岐阜県・三重県・名古屋市）が策定した伊勢湾特定水域高度処理基本計画や、岐阜県が策定した木曽川及び長良川流域別下水道整備総合計画を受け、全プラントで高度処理を導入している。

このほか、市街地の浸水被害を解消するため雨水事業により市内各排水区において雨水渠の整備を進めており、中部排水区では昭和57年4月に伊奈波貯留槽、平成26年11月に梶川町貯留槽が稼働を開始、また北部排水区では平成16年から雄総排水ポンプ場に着工し、平成19年度末に完成した。

(2) 概 要

現在、単独公共下水道として第29次変更事業計画（令和7年3月）による中部、北部、南部及び北西部処理区の6,087 ha、流域関連公共下水道として第12次変更事業計画（令和8年3月）による東部第1・第2、芥見、日置江、北東部、柳津東、柳津西、佐波及び高桑処理分区の2,673 ha、合計8,760 haについて事業を進めている。

令和7年度末の処理面積は、単独公共下水道5,807 haと流域関連公共下水道2,225 haの、あわせて8,032 haとなっている。

計画と現況

区 分	単 独 公 共 下 水 道	流 域 関 連 公 共 下 水 道
都 市 計 画 決 定	岐阜市告示第 2 1 0 号 (H26.6.16)	
下 水 道 法 事 業 計 画	下 第 2 9 2 号 (R7.3.4)	下 第 2 4 7 号 (R8.3.2)
都市計画法事業計画認可	岐阜県告示第 1 4 5 号 (R7.3.18)	岐阜県告示第 1 5 4 号 (R8.3.24)
認 可 期 間	昭 和 9 年 7 月 ～ 令 和 1 2 年 3 月	昭 和 5 9 年 3 月 ～ 令 和 1 3 年 3 月

(令和8年3月31日)

区 分		拡 張 計 画 及 び 現 況										計
		単 独 公 共 下 水 道				流 域 関 連 公 共 下 水 道						
		中 部 処 理 区	北 部 処 理 区	南 部 処 理 区	北 西 部 処 理 区	東部第1 処理分区	東部第2 処理分区	芥 見 処理分区	北東部 処理分区	日 置 江 処理分区	柳津 地域	
処理面積 (ha)	計画	625	1,621	2,336	1,505	913	185	489	498	157	431	8,760
	現況	625	1,597	2,323	1,262	787	185	416	320	124	393	8,032
処理人口 (人)	計画	37,640	76,750	95,930	34,790	40,850	8,780	16,760	11,290	3,450	11,890	338,130
	現況	37,830	81,380	109,500	50,060	41,110	9,300	17,120	11,330	3,750	12,580	373,960
処理能力 (m³/日)	計画	34,200	44,200	69,000	32,000	—	—	—	—	—	—	179,400
	現況	34,200	44,200	69,000	19,600	—	—	—	—	—	—	167,000
処理水量 (m³/日)	現況	23,277	34,688	50,453	11,470	14,888	2,488	8,652		5,211		151,127
汚 水 管 延 長 (m)	現況	173,209	471,686	585,683	346,937	250,751	50,924	133,638	111,468	36,344	103,439	2,264,079
計画年次 (年度)	計画	S. 9 ～ R. 11	S. 37 ～ R. 11	S. 45 ～ R. 11	H. 10 ～ R. 11	S. 58 ～ R. 12	S. 58 ～ R. 12	H. 1 ～ R. 12	H. 17 ～ R. 12	H. 6 ～ R. 12	S. 63 ～ R. 12	—
建 設 事 業 費 (百万円)	現況	27,289	35,489	47,352	44,317	18,036	3,552	11,261	11,127	2,487	11,416	212,326
排除方式	現況	分 流 式										—
処理方式	現況	凝集剤併用 型ステップ 流入式多段 硝化脱窒法 ＋ 急速ろ過法	嫌 気 好 気 活 性 汚 泥 法		凝集剤併用 型循環式硝 化脱窒法 ＋ 急速ろ過法	木 曾 川 右 岸 流 域 下 水 道 に 接 続 (岐阜県各務原浄化センター)						—

注；計画欄数値は、事業計画数値である。

汚水管延長は、令和6年度繰越を含み、令和7年度繰越を含まない。

建設事業費は、雨水管渠及び雨水ポンプ場に係る事業費を含む。

柳津地域欄数値は、高桑、佐波、柳津西、柳津東の4処理分区の合計値である。

イ 普及状況

(令和8年3月31日)

区 分		数 量	普及数量	率(%)	備 考
普 及 率	行政人口 (人)	396,258	373,960	94.4	行政区域内人口に対する処理人口の率
水洗化率	処理人口 (人)	373,960	325,740	87.1	処理人口に対する水洗化人口の率
	処理戸数 (戸)	195,280	168,999	86.5	処理戸数に対する水洗化戸数の率
整 備 率	計画決定面積 (ha)	9,150	8,032	87.8	処理区域の都市計画決定面積に対する処理面積の率
	事業計画面積 (ha)	8,760	8,032	91.7	事業計画面積に対する処理面積の率

ロ 下水道の進捗状況

(令和8年3月31日)

区 分		事 業 計 画	令和7年度迄の実績	進捗率
事 業 費	管 渠	149,591 百万円	143,262 百万円	95.8 %
	ポ ン プ 場	78,036 百万円	3,250 百万円	4.2 %
	プ ラ ン ト	91,895 百万円	65,814 百万円	71.6 %
	計	319,522 百万円	213,326 百万円	66.8 %

注；雨水管渠及び雨水ポンプ場に係る事業費を含む。

ハ プラント及びポンプ場の概要

(a) プラントの概要

(事業計画分)

名称 区分	中部プラント	北部プラント	南部プラント	北西部 プラント	備 考
位 置	岐阜市祈年町 4丁目	岐阜市西中島 6丁目	岐阜市南鶉 6丁目	岐阜市曾我屋 8丁目	令和7年3月 変更
敷地面積	2.20 ha	3.91 ha	3.92 ha	7.66 ha	
計画処理能力	34,200 m ³ /日	44,200 m ³ /日	69,000 m ³ /日	32,000 m ³ /日	
水処理方式 (計画)	凝集剤併用型 ステップ流入式 多段硝化脱窒法 +急速ろ過法	嫌気好気 活性汚泥法	嫌気好気 活性汚泥法	凝集剤併用型 循環式硝化脱窒法 +急速ろ過法	
污泥処理方式	濃縮→脱水 →北部へ搬送	濃縮→脱水 →焼却 →りん回収	濃縮→脱水 →焼却 →北部へ搬送	北部へ圧送	
放流先河川	新荒田川	伊自良川	境 川	根 尾 川 (伊自良川)	
処理開始年月日	昭和12年7月1日	昭和41年7月1日	昭和48年6月7日	平成16年2月7日	

(b) ポンプ場の概要

(事業計画分)

名称 区分	則武ポンプ場 (汚水)	須賀ポンプ場 (汚水)	雄総排水ポンプ場 (雨水)	備 考
位 置	岐阜市則武 字本畠	岐阜市須賀 1丁目	岐阜市雄総桜町 1丁目	令和7年3月 変 更
敷地面積	0.09 ha	0.44 ha	0.40 ha	
計画揚水量	2.3 m ³ /分	20.1 m ³ /分	369 m ³ /分	
放流先河川	—	—	長良川	
運転開始年月日	平成2年4月20日	昭和61年4月26日	平成20年4月1日	

《各プラント及びポンプ場における非常用自家発電設備の状況》

名称 区分	中 部 プラント	北 部 プラント	南 部 プラント	北西部 プラント	則 武 ポンプ場	須 賀 ポンプ場
自家発電機容量(kVA)	875	875	1,500	625	45	100
燃料タンク容量(ℓ)	7,000	11,200	25,500	8,400	200	390
運転可能時間(h)	17	23	106	33	10	41

ニ 受益者負担金制度の導入

(a) 導入の経過

受益者負担金は、昭和38年の生活環境施設整備緊急措置法に基づく下水道整備5箇年計画により下水道を計画的に整備するため、その財源確保の方策として受益者負担金制度の採用が提言され、国においても制度採用都市には国庫補助金の増大及び起債の許可を優先的に考慮するなど積極的指導がなされてきた。

岐阜市における下水道は、昭和9年以来拡充整備してきたが、都市周辺部の急激な発展に伴い、公害対策、環境衛生の面からも下水道建設要望は強く、早急に整備する必要に迫られた。計画されている北部排水区及び南部排水区の整備には莫大な建設費が必要となり、限られた財源ではいつまでも下水道の普及はなく、建設財源を確保することが必要となり、この財源として昭和45年度から受益者負担金制度を導入することとなった。

(b) 負担率の決定

受益者負担率は $1/3 \sim 1/5$ の範囲とされているが、岐阜市の場合は $1/5$ と最低の率で決定された。

(c) 導入にあたっての問題点

昭和9年以来の下水道建設により負担金賦課時点での整備は、中心部はもちろんのこと長良川以北地区一部についても下水道が完備していたので、この既設地区からの負担金徴収が難しいと考えられたが、負担の公平を保つため既設地区からも徴収することと決定された。

(d) 住民説明方法

既設地区については、自治会単位で説明会を開催した。その後、各町内からの申出、希望により説明会を開催している。

(e) 農地への賦課

農地については、申請により農地転用まで徴収を猶予する。ただし、市街化の著しい区域の農地については、この限りでないとし、現在に至っている。

(f) 納付方法

昭和36年度以前に施工済の中部排水区は8か年分割納付、その他の地区については5か年分割納付とし、それぞれ1年を4期に分けて納付する。

(g) 負担金の減免

- 1 国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地
- 2 国又は地方公共団体が公用に供し又は供することを予定している土地
 - ア 学校教育法第1条に規定する学校の用地
 - イ 社会福祉法第2条第2項及び第3項に規定する社会福祉事業のために設置された社会福祉施設（児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設を除く。）の用地
 - ウ 警察法務収容施設用地
 - エ 病院用地
 - オ 一般庁舎用地
 - カ 消防施設用地
 - キ 公務員宿舎用地
 - ク その他の建物の土地
- 3 国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地
- 4 公の生活扶助を受けている者又はこれに準ずる者が所有し、又は使用する土地
 - ア 生活保護法により生活扶助を受けている者が所有し、又は使用する土地
 - イ 生活保護法により生活扶助以外の扶助を受けている者又はこれに準ずる者が所有し、又は使用する土地
- 5 文化財である土地又は文化財である建物その他工作物の土地
- 6 その他その状況により特に負担金を減免する必要があると認められる土地
 - ア 社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人が同法第2条第2項又は第3項に規定する事業のために設置する施設（児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設を除く。）の用地
 - イ 私立学校法第3条に規定する学校法人が設置するもので、教育の目的に使用している土地
 - ウ 墓地、埋葬等に関する法律第2条第5項に規定する墓地
 - エ 宗教法人法第4条第2項に規定する宗教法人が同法第3条に規定する境内地として使用している土地
 - オ 鉄道事業法第2条第2項、第3項又は第4項に規定する事業の用に供する施設の用地
 - カ 自治会等が管理する施設に係る用地
 - キ 水路及び公道に準ずる私道
 - ク 電気設備に関する技術基準を定める省令の規定により建造物の築造が禁止されている特別高圧架空電線下の用地又は架空電線路の鉄塔用地
 - ケ その他実情に応じて減免を必要とする土地

(h) 負担金の徴収猶予

- 1 災害、盗難、家族の病気、負傷等の場合、それぞれの関係機関の証明書の取得により1～2年以内の徴収猶予が決められている。
- 2 農地の場合、受益者からの申請により農地転用まで徴収を猶予している。

(i) 負担区制導入の経緯

岐阜市の受益者負担金制度は、北部及び南部排水区の拡張に伴う財源確保の為に昭和45年度から導入されたものであるが、当時、既に施工済の中部・北部排水区についても遡及して負担金を徴収することとし、中部・北部・南部排水区の一体性と継続性を考慮して同一負担金とした。

これら中部、北部及び南部排水区の下水道整備がほぼ完了し、平成3年4月から供用が開始される木曽川右岸流域下水道に接続する東部、芥見排水区の整備が進み、また将来、北西部地域においても計画があることなど総合的判断を加えると、現行制度をそのまま移行することは著しく妥当性を欠き、かつ公正な負担金制度を維持することが困難と考えられ、平成2年7月4日岐阜市公営企業経営審議会に対し、見直しの諮問がなされた。平成2年10月29日、公平かつ妥当な負担金額の設定として、負担区制の導入についての答申が出された。(第1負担区、第2負担区の制定)

その後、本市では下水道整備区域の拡張計画が進められ、平成10年8月新たな単独公共下水道として北西部排水区域の事業認可を取得し、この区域の下水道整備を円滑に推進するための必要な建設財源として、受益者負担金を設定する必要が生じたことから、平成11年7月12日市長から岐阜市公営企業経営審議会に対し諮問がなされた。平成11年8月11日、負担の軽減に配慮した公正かつ公平な負担金額の設定として、新たな負担区の答申が出された。(第3負担区の制定)

平成18年1月1日には、旧柳津町との合併により旧柳津町における処理分区を第4負担区として設けた。(第4負担区の制定)

平成18年1月に流域関連公共下水道で新たに整備される区域として、北東部排水区域の事業認可を取得した。また、この区域の受益者負担金の設定にあたり岐阜市公営企業経営審議会が、平成19年1月11日に岐阜市長に答申し、平成19年第1回市議会定例会において、第3負担区に北東部排水区を加え単位負担金額が決定した。

市街化区域の整備が概ね完了した後、良好な水環境の保全という環境対策の面からも市街化区域の整備に引き続き、市街化調整区域の整備が必要である。このことから、市街化調整区域における下水道に伴う負担のあり方について、岐阜市公営企業経営審議会が平成21年12月21日に岐阜市長に答申し、平成22年第1回市議会定例会において、市街化調整区域を第5負担区と定め、受益者負担金の単位負担金額を決定した。(第5負担区の制定)

(j) 負担金額

負 担 区	負 担 区 の 推 移	1平方メートル当たりの単位負担金額
第1負担区	中部、北部及び南部処理区	50円
第2負担区	東部第1、東部第2、芥見及び日置江処理分区	150円
第3負担区	北西部処理区、北東部処理分区	230円
第4負担区	柳津西、柳津東、佐波、高桑処理分区	420円
第5負担区	市街化調整区域（市長が定める区域をいう。ただし、第1負担区から第4負担区までに含まれる区域を除く。）	250円

(k) 前納報奨金制度の経緯

前納報奨金制度とは、受益者が納期到来前の受益者負担金納付額を一括納付する際、報奨金交付基準に基づき交付しており、昭和45年度の受益者負担金制度の導入当初より、受益者負担金の早期納付の促進を目的とし導入された。

平成11年度に市税等の報奨金制度の見直しによる制度廃止に伴い、受益者負担金の報奨金の全期前納交付率を17.7%から8.85%に引き下げた。

令和元年12月の岐阜市上下水道事業経営審議会での審議を経て、経過措置を設けたうえで、令和2年4月1日に廃止した。

ホ 水洗便所普及について

当市は下水道に対する市民の理解が極めて深く、その普及は高率を示しているが、なお次のような普及施策を設けている。

(a) 助成金（平成15年3月31日改正） ※（昭和31年4月1日制度新設）

(イ) 水洗便所改造等工事助成金（新築家屋を除く）

区 分	公示3年以内若しくは1年以内に工事を行う場合
市民税均等割または非課税の場合	30,000円
その他の場合	20,000円

(ロ) 共用管布設工事助成金（新築家屋を除く） 5,000円

(ハ) 水路越工事助成金（下水本管工事と同時に下水取付管を官民境界まで設置したものを除く）

伏越し（水路越工事1件につき）

水路の幅員	金額	摘 要
1.8m 以上 2.5m 未満	83,000円	水路の深さが1.4mを超える場合は0.2m増すごとに11,000円を加算する。
2.5m 以上 3.0m 未満	87,000円	
3.0m 以上 3.5m 未満	91,000円	
3.5m 以上	95,000円	

上越し（水路越工事1件につき）

水路の幅員	金額	摘 要
2.0m 以上 2.5m 未満	80,000円	水路の深さが1.5mを超える場合を対象とする。
2.5m 以上 3.0m 未満	89,000円	
3.0m 以上 3.5m 未満	105,000円	
3.5m 以上	116,000円	

(b) 融資あっ旋制度（平成17年1月26日改正） ※（昭和62年4月1日制度新設）

融 資 額	一世帯につき100万円以内（制度新設時は45万円以内） （平成4年4月1日改正時は80万円以内）
融 資 利 率	年3.0%（制度新設時は年4.98%）
償 還 方 法	元利均等割賦償還
償 還 期 間	6月以上60月以内とし、6月を1単位とする。

(c) 利子補給制度（平成17年1月26日改正） ※（平成5年4月1日制度新設）

融資あっ旋制度の利用者に対し、返済利子の一部を利子補給する。

利子補給利率	年1.5%
支 払 期 日	年2回（3月・9月）

○ 私道への布設

水洗化の普及促進を図るため、下記の条件を満たしている場合は、市において排水設備の築造及び管理を行う。ただし、官公社宅、公団住宅等の民有道路敷及び開発行為区域内は除く。

- （イ）私道を無償で使用するについて、当該私道の所有者の全員が承諾していること。
- （ロ）私道の幅員1.8m以上であり工事可能で道路としての形態を有していること。
- （ハ）下水道への即時切替戸数が2戸以上であること。

へ 水洗化促進のための措置

(a) 水洗化助成金

イ 水洗化助成金交付状況

区 分			年 度	30	令和 元	2	3	4	5	6	7
助 成 金 交 付	件 数 件	金 額 千円		142	122	86	101	41	12	29	6
				2,930	2,510	1,823	2,130	870	313	715	140
助 成 金 交 付 内 訳	水洗便所新設	件		142	122	85	101	41	11	28	6
		千円		2,930	2,510	1,740	2,130	870	230	620	140
	供用管布設工事	件		-	-	-	-	-	-	-	-
		千円		-	-	-	-	-	-	-	-
	水路越し	上越し	件	-	-	-	-	-	-	-	-
			千円	-	-	-	-	-	-	-	-
		伏越し	件	-	-	1	-	-	1	1	-
			千円	-	-	83	-	-	83	95	-

ロ 助成金改正の推移

区 分			昭和31. 4. 1	昭和37. 4. 1	昭和55. 4. 1	平成元. 4. 1	平成4. 4. 1	平成5. 4. 1	平成15. 4. 1	摘要
水洗便所 新 設	公 示 3 年 以 内	市民税均等割又は 免除の場合	5, 000	5, 000	8, 000	16, 000	23, 000	23, 000	30, 000	汲取式は公 示 3 年以 内、汲取式 以外は公示 1 年以内を 対象
		その他の場合	3, 000	3, 000	5, 000	10, 000	15, 000	15, 000	20, 000	
	公 示 3 年 経 過 後	市民税均等割又は 免除の場合	5, 000	5, 000	8, 000	8, 000	8, 000	－	－	
		その他の場合	3, 000	3, 000	5, 000	5, 000	5, 000	－	－	
供用管布設工事			－	2, 000	5, 000	5, 000	5, 000	5, 000	5, 000	
水 路 越 し	上越し	1. 8メートル以上	－	7, 000	25, 000	48, 000	－	－	－	水深の深さ が1. 5メートルを 超える場合 を対象とする
		2. 0メートル以上	－	－	－	－	80, 000	80, 000	80, 000	
		2. 5メートル以上	－	－	30, 000	59, 000	89, 000	89, 000	89, 000	
		2. 7メートル以上	－	8, 000	－	－	－	－	－	
		3. 0メートル以上	－	－	35, 000	70, 000	105, 000	105, 000	105, 000	
		3. 5メートル以上	－	－	42, 000	77, 000	116, 000	116, 000	116, 000	
		3. 6メートル以上	－	9, 000	－	－	－	－	－	
	伏越し	1. 8メートル以上	－	10, 000	10, 000	45, 000	83, 000	83, 000	83, 000	水深の深さ が1. 4メートルを 超える場合 は20センチ増す ごとに 11, 000円を 加算する
		2. 5メートル以上	－	－	20, 000	56, 000	87, 000	87, 000	87, 000	
		2. 7メートル以上	－	13, 000	－	－	－	－	－	
		3. 0メートル以上	－	－	70, 000	99, 000	91, 000	91, 000	91, 000	
		3. 5メートル以上	－	－	95, 000	120, 000	95, 000	95, 000	95, 000	
		3. 6メートル以上	－	15, 000	－	－	－	－	－	

注：摘要欄は平成4年4月1日より該当

平成11年12月13日より下水本管工事と同時に下水取付管を官民境界まで設置したものは除く

(b) 排水設備工事資金融資斡旋状況

区 分			年 度	30	令和 元	2	3	4	5	6	7
融 資	件 数 件	金 額 千円		0	0	0	0	0	0	0	0
				0	0	0	0	0	0	0	0

注：昭和62年度から新設した制度である。

(3) 流域下水道計画

イ 計画と岐阜市

昭和45年12月のいわゆる公害国会において下水道法が一部改正され、この改正により公害対策基本法による水質環境基準が設定された水域について、土地及び水利用の見通し等を勘案して流域別下水道整備総合計画が策定されることになった。

木曽川及び長良川流域を市町の行政区域にとらわれず広域的な環境整備を経済的かつ合理的に達成するため、昭和49年8月に本市を含む4市9町(市町合併により現在は4市6町)において木曽川右岸流域下水道の当初計画決定が行われた。

岐阜市分は、当初既設区域の中部処理区と4流域関連処理分区が決定されたが、昭和57年2月に中部処理区を除き、現在では、東部第1、東部第2、芥見、日置江、北東部、柳津東、柳津西、佐波及び高桑処理分区の合計2,888 haの計画である。

ロ 事業概要

- (a) 事業主体 岐阜県
- (b) 関連市町村 岐阜市、各務原市、美濃加茂市、可児市、笠松町
(4市6町) 坂祝町、八百津町、御嵩町、岐南町、川辺町
- (c) 排除方式 分流式
- (d) 全体計画内容

(令和8年3月31日)

計 画 規 模	全 体 計 画
計画処理区域面積	約 16,630 ha
計画人口	388,573 人
計画処理水量	日最大 192,855 m ³ /日
浄化センター	1 箇所
ポンプ場	4 箇所
幹線管渠延長	77,640 m

(e) 浄化センターの概要

(令和8年3月31日)

名 称	岐阜県各務原浄化センター
位 置	各務原市下切町、松本町、前渡西町及び前渡東町地内
敷地面積	約 34 ha
計画処理能力	日最大 228,000 m ³ /日
処理方式	標準活性汚泥法+急速ろ過法 嫌気・無酸素・好気法+急速ろ過法 ステップ流入式多段硝化脱窒法+凝集剤添加+急速ろ過法
放流先河川	木曽川、境川(長良川)
維持管理業務	(財)岐阜県浄水事業公社(平成2年9月20日設立)に委託

3 下水料金

(1) 料金表（1か月につき）

令和6年8月1日改定

下 水 料 金	種 別		基本料金	従量料金（1 m ³ につき）	
	汚 水 料 金	一般汚水	1, 080 円	10 m ³ までの分	35円
				10 m ³ を超え20 m ³ までの分	132円
				20 m ³ を超え50 m ³ までの分	146円
				50 m ³ を超え500 m ³ までの分	153円
				500 m ³ を超え10, 000 m ³ までの分	159円
				10, 000 m ³ を超える分	166 円
	金	公衆浴場汚水	1, 080 円	10 m ³ までの分	8円
				10 m ³ を超える分	26 円
	料 金	水質料金		一定の水質以上の汚水を放流するものは、前記当該種別料金のほかにその濃度に応じて、1 m ³ につき240円以内においてこれを増徴する。	
雨水料金		雨水放流面積 1 m ² につき 1 か月 15 円 （管理者においてやむを得ないと認めたものに限る。）			
計測器料金		1 か月 1 個 20, 000 円以内で管理者が定める額			
ディスポーザー料金		1 か月 1 台につき 400 円			

※ 上記料金は、消費税抜きの額

※ 下水料金は、隔月の定例日（料金算定の基準日として、管理者が定めた日をいう。）に規定する2か月分を基準に算定して得た額に100分の110を乗じた額（1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額）とする。

※ 平成18年1月1日に合併した旧柳津町区域内の下水料金は、平成22年4月1日から旧岐阜市区域内の下水料金に統一した。

※ ディスポーザー料金は、平成23年3月30日岐阜市下水道条例改正に伴うもの。（平成23年10月1日施行）

(2) 料金の平均改定率の推移

改正条例	H5.12.24 条例第32号	H9.3.31 条例第28号	H9.12.19 条例第45号	H14.12.24 条例第54号	H24.3.29 条例第39号	H26.3.31 条例第47号	H27.12.14 条例第88号	H31.3.27 条例第44号	R元.12.17 条例第42号	R6.3.31 条例第30号
改定年月	H6.4	H9.6	H10.4	H15.4	H24.7	H26.4	H28.4	R元.10	R2.4	R6.8
平均改定率	36.58%	1.94%	7.42%	9.93%	2.97%	2.86%	10.24%	1.85%	11.58%	9.91%

注(1)平成9年6月1日の改定は、平成9年4月1日の消費税の引上げ（3%→5%）に伴うもの。

(2)平成26年4月1日の改定は、平成26年4月1日の消費税の引上げ（5%→8%）に伴うもの。

(3)令和元年10月1日の改定は、令和元年10月1日の消費税の引上げ（8%→10%）に伴うもの。

使用者が放流する汚水の量の認定は、次の区分による。

- 1 水道水を使用した場合においては、水道水の使用水量をもってその放流量とみなす。
- 2 井戸水等を使用した場合においては、計測（管理者の認める計測器による計測）にもとづく水量をもって放流量とみなす。
- 3 管理者が前各号によりがたいと認める場合は、管理者の認定する水量をもって放流量とみなす。
- 4 管理者は、第2号の計測をするため、適当な場所に計測のための装置を取り付けるものとする。
この場合、使用者は、装置の取付けを拒み、又は妨げることはできない。

井戸水放流量認定基準表（1か月につき）

令和6年8月1日改定

種 別		水 量	
第1種	家事用	1人	12 m ³
		2人	19 m ³
		3人	25 m ³
		4人	27 m ³
		5人	30.5 m ³
		6人	38 m ³
		以後1人増すごとに 3.5 m ³ 加えた量	
第2種	学校・幼稚園・保育所用	廃止	
第3種	公衆浴場用	管理者の認定する量	
第4種	ア 病院	廃止	
	イ ホテル及び旅館	管理者の認定する量	
	ウ 劇場、映画館その他興行場	廃止	
	エ 管理者が定める職種	2人まで 33.5 m ³ 、以後1人増すごとに8.5 m ³ 加えた量	
	オ 官公署、事務所並びにイ及びエに属さない営業	5人まで 18 m ³ 、6人以上10人まで 24 m ³ 、 以後10人又はその端数ごとに14.5 m ³ 加えた量	
	カ 個室付浴場	廃止	

水道と井戸水併用時の放流量について（令和6年8月1日改定）

水道水と井戸水を合算した放流量（井戸水放流量が計測によらない場合にあつては、井戸水放流量認定基準（以下「認定基準」という。）による井戸水放流量又は水道水放流量と認定基準による井戸水放流量に0.8を乗じたものを合算した放流量のいずれか多い放流量）とする。

4 下水普及状況

(1) 年度別推移

区分 年度	行 政 区 域 内 (A)			処 理 区 域 内 (B)			水 洗 化 (C)			普及率 (B/A)	水洗化率 (C/B)
	面 積	世帯数	人 口	指 数	面 積	戸 数	人 口	指 数	戸 数		
	ha	世帯	人		ha	戸	人		戸	%	%
17	20,289	163,814	422,087	100.0	7,332	150,940	363,440	100.0	131,075	86.1	85.4
18	20,289	165,811	422,593	100.1	7,511	155,780	371,070	102.1	135,086	87.8	85.3
19	20,289	166,909	421,759	99.9	7,557	158,540	372,790	102.6	137,858	88.4	85.6
20	20,289	167,943	420,891	99.7	7,563	159,700	373,710	102.8	140,280	88.8	86.6
21	20,289	169,116	419,847	99.5	7,588	161,840	373,210	102.7	142,402	88.9	87.0
22	20,289	170,356	419,306	99.3	7,632	163,200	374,740	103.1	143,567	89.4	87.0
23	20,289	171,713	418,498	99.1	7,701	165,630	376,700	103.6	145,450	90.0	86.9
24	20,289	172,111	416,750	98.7	7,740	167,520	378,860	104.2	147,299	90.9	87.1
25	20,289	173,006	415,113	98.3	7,793	169,770	380,180	104.6	148,571	91.6	86.8
26	20,360	174,490	414,382	98.2	7,864	174,530	382,090	105.1	150,201	92.2	86.4
27	20,360	175,371	412,589	97.7	7,896	175,760	381,350	104.9	151,622	92.4	86.5
28	20,360	177,102	412,254	97.7	7,971	179,300	384,630	105.8	153,525	93.3	85.9
29	20,360	178,392	410,297	97.2	7,985	181,680	383,520	105.5	155,788	93.5	86.2
30	20,360	179,872	408,970	96.9	8,000	183,810	383,260	105.5	157,815	93.7	86.3
元	20,360	179,872	408,109	96.7	8,004	185,470	382,890	105.4	159,168	93.8	86.4
2	20,360	183,288	406,407	96.3	8,008	187,530	381,770	105.0	160,994	93.9	86.4
3	20,360	183,506	402,965	95.5	8,020	189,010	379,200	104.3	163,165	94.1	86.7
4	20,360	185,365	401,294	95.1	8,023	190,780	377,800	104.0	164,506	94.1	86.8
5	20,360	186,907	399,492	94.6	8,027	192,230	376,080	103.5	166,338	94.1	87.1
6	20,360	188,687	397,670	94.2	8,030	193,360	374,810	103.1	167,527	94.3	87.1
7	20,360	190,467	396,258	93.9	8,032	195,280	373,960	102.9	168,999	94.4	87.1

注；指数は17年度を100とした人口に対しての数値である。

(2) 県庁所在地及び人口30万人以上都市の普及状況

(令和6年度末現在)

順位	都 市 名	普及率	人 口	順位	都 市 名	普及率	人 口	順位	都 市 名	普及率	人 口
		%	千人			%	千人			%	千人
1※	東京都	100.0	9,756	30※	広島市	95.5	1,170	59※	佐賀市	81.7	226
1※	横浜市	100.0	3,755	31※	所沢市	95.4	342	60※	水戸市	80.7	266
1※	大阪市	100.0	2,784	32※	さいたま市	95.3	1,352	61※	市川市	80.2	496
1※	豊中市	100.0	405	33※	岐阜市	94.3	398	62※	松江市	80.1	193
1※	尼崎市	100.0	457	34※	秋田市	93.7	291	63※	鹿児島市	78.6	589
6※	吹田市	99.9	384	35※	長崎市	93.4	388	64※	福山市	76.9	453
6※	西宮市	99.9	480	36※	奈良市	92.5	346	65※	豊田市	76.0	415
8※	福岡市	99.7	1,609	37※	船橋市	92.2	651	66※	郡山市	75.7	311
8※	明石市	99.7	307	38※	熊本市	91.3	729	67※	鳥取市	75.2	178
10※	川崎市	99.6	1,554	38※	長野市	91.3	361	68※	富山市	75.1	402
10※	高槻市	99.6	345	40※	姫路市	91.1	521	69※	高崎市	74.5	365
12※	名古屋市	99.4	2,300	41※	柏市	90.7	438	70※	浜松市	73.2	781
12※	八王子市	99.4	558	42※	千葉市	90.6	984	71※	松山市	72.4	496
14※	札幌市	99.3	1,953	43※	盛岡市	90.3	276	72※	前橋市	72.1	328
15※	京都市	99.2	1,369	44※	松戸市	90.2	501	73※	大分市	71.9	471
16※	町田市	99.1	430	45※	宮崎市	89.7	392	74※	豊橋市	71.8	365
16※	東大阪市	99.1	477	46※	川越市	89.5	353	75※	春日井市	70.6	305
18※	神戸市	98.7	1,488	47※	川口市	89.1	608	76※	一宮市	70.1	376
18※	北九州市	98.7	908	48※	福井市	88.7	253	77※	山口市	68.8	185
20※	仙台市	98.6	1,060	49※	岡崎市	88.6	382	78※	高知市	68.6	310
21※	堺市	98.5	810	50※	静岡市	88.5	670	79※	岡山市	68.3	693
22※	横須賀市	98.4	377	51※	山形市	87.2	235	80※	福島市	67.7	263
23※	那覇市	98.3	312	52※	宇都宮市	85.2	513	81※	高松市	62.4	416
24※	金沢市	98.1	441	53※	新潟市	84.7	758	82※	いわき市	55.1	301
25※	枚方市	97.9	392	54※	越谷市	84.4	342	83※	津市	48.2	267
26※	相模原市	97.6	715	55※	倉敷市	82.9	472	84※	和歌山市	38.7	351
27※	旭川市	97.4	314	56※	甲府市	82.4	183	85※	徳島市	28.7	243
28※	大津市	97.0	343	57※	四日市市	82.2	306				
29※	藤沢市	96.1	445	58※	青森市	82.0	261				
注;普及率、人口は令和6年度地方公営企業年鑑による数値。 人口は行政区域内人口。 ※印は法適用企業。								全 国 平 均		81.8%	
								岐 阜 県 平 均		78.6%	

5 下水利用戸数

(1) 種別下水利用戸数の推移

種 別 年 度	家 事 用 (第1種)		学校・幼稚園・保育 所用 (第2種)		公衆浴場用 (第3種)		第1種・第2種・第3 種に該当しないもの (第4種)		計	
	戸数(戸)	割 合	戸数(戸)	割 合	戸数(戸)	割 合	戸数(戸)	割 合	戸数(戸)	割 合
平成 28	137,436	89.5%	231	0.2%	7	0.0%	15,851	10.3%	153,525	100.0%
29	139,471	89.5%	244	0.2%	7	0.0%	16,066	10.3%	155,788	100.0%
30	141,378	89.6%	251	0.2%	7	0.0%	16,179	10.2%	157,815	100.0%
令和 元	142,764	89.7%	252	0.2%	7	0.0%	16,145	10.1%	159,168	100.0%
2	144,664	89.8%	258	0.2%	7	0.0%	16,065	10.0%	160,994	100.0%
3	146,801	89.9%	259	0.2%	6	0.0%	16,099	9.9%	163,165	100.0%
4	148,240	90.1%	261	0.2%	6	0.0%	15,999	9.7%	164,506	100.0%
5	150,076	90.2%	260	0.2%	5	0.0%	15,997	9.6%	166,338	100.0%
6	151,362	90.3%	264	0.2%	5	0.0%	15,896	9.5%	167,527	100.0%
7	152,887	89.5%	265	0.1%	5	0.0%	15,842	10.4%	168,999	100.0%

注：戸数は、年度末の数値である。

(2) 令和7年度下水利用戸数の種別・水供給形態別内訳

種 別 供 給	家 事 用 (第1種)		学校・幼稚園・保育 所用 (第2種)		公衆浴場用 (第3種)		第1種・第2種・第3 種に該当しないもの (第4種)		計	
	戸数(戸)	割 合	戸数(戸)	割 合	戸数(戸)	割 合	戸数(戸)	割 合	戸数(戸)	割 合
水 道	134,683	86.3%	187	74.2%	0	0.0%	11,686	73.3%	146,556	85.1%
井 計測器	3,534	2.2%	26	10.3%	0	0.0%	1,174	7.4%	4,734	2.7%
水 認 定	9,971	6.4%	0	0.0%	5	100.0%	1,313	8.2%	11,289	6.6%
併 水道と計測器	2,843	1.8%	39	15.5%	0	0.0%	991	6.2%	3,873	2.2%
用 水道と認 定	5,084	3.3%	0	0.0%	0	0.0%	786	4.9%	5,870	3.4%
計	156,115	100.0%	252	100.0%	5	100.0%	15,950	100.0%	172,322	100.0%

注：戸数は、2・3月分の調定戸数のため、表(1)の年度末戸数とは一致しない。

6 年度別料金及び水量等の推移

区分 年度	下 水 料 金		排水量 (有収水量)		月平均利用戸数		年 間 1 戸 当 た り		
	(円)	指数	(m³)	指数	(戸)	指数	下 水 料 金	(円)	指数
平成 28	5,795,767,205	100.0	44,033,465	100.0	155,708	100.0	37,222	100.0	283
29	5,812,967,683	100.3	44,097,906	100.1	157,711	101.3	36,858	99.0	280
30	5,838,411,415	100.7	44,209,458	100.4	159,786	102.6	36,539	98.2	277
令和 元	5,871,504,347	101.3	44,091,736	100.1	161,653	103.8	36,322	97.6	273
2	6,494,451,869	112.1	43,985,178	99.9	163,341	104.9	39,760	106.8	269
3	6,532,185,648	112.7	43,406,105	98.6	165,401	106.2	39,493	106.1	262
4	6,483,345,456	111.9	42,933,385	97.5	167,123	107.3	38,794	104.2	257
5	6,375,646,872	110.0	42,232,482	95.9	168,997	108.5	37,726	101.4	250
6	6,630,718,484	114.4	41,780,858	94.9	170,076	109.2	38,987	104.7	246
7	6,879,256,912	118.7	41,272,100	93.7	171,568	110.2	40,096	107.7	241

注 (1) 下水料金は検針等に基づいて算出した料金である。

(2) 下水料金は消費税込みの数値である。

(3) 月平均利用戸数は年間調定戸数/6 とする。

(4) 指数は平成28年度を100とした。

7 調定戸数1戸当たり料金及び水量表
(1) 1か月1戸当たり平均下水料金、排水量表

区 分 年 月	調定戸数 (戸)	下 水 料 金		排 水 量		月 末 下水利用戸数 (戸)
		月別下水料金 (円)	1か月1戸当たり 平均 (円)	月別排水量 (m³)	1か月1戸当たり 平均 (m³)	
令和 7年4月	95,436	603,807,967	3,163	3,633,918	19.0	167,759
5	76,405	529,077,193	3,462	3,155,384	20.6	168,654
6	94,747	613,745,094	3,239	3,700,562	19.5	168,853
7	76,417	536,187,253	3,508	3,195,830	20.9	168,835
8	94,727	613,845,061	3,240	3,697,272	19.5	169,164
9	76,355	540,285,578	3,538	3,221,769	21.1	169,104
10	95,071	615,708,281	3,238	3,705,856	19.5	169,173
11	76,326	530,069,184	3,472	3,156,681	20.7	169,458
12	95,125	608,393,604	3,198	3,667,125	19.3	169,519
8年1月	76,477	544,324,598	3,559	3,262,724	21.3	169,568
2	95,272	626,576,342	3,288	3,790,326	19.9	169,515
3	77,050	517,236,757	3,357	3,084,653	20.0	168,999
計	1,029,408	6,879,256,912	3,341	41,272,100	20.0	2,028,601
月平均	85,784	573,271,409	3,341	3,439,342	20.0	169,050

注 (1) 下水料金は検針等に基づいて算出した料金である。

(2) 下水料金は消費税込みの数値である。

(3) 隔月検針のため、偶数月と奇数月では検針区域が異なる。

(2) 種別・年度別 1 か月 1 戸当たり平均排水量

種 別 年 度	家 事 用 (第1種)				学校・幼稚園・保育所用 (第2種)				公 衆 浴 場 用 (第3種)				第1種・第2種・第3種に 該当しないもの (第4種)				計			
	年	間		1か月 1戸平均	年	間		1か月 1戸平均	年	間		1か月 1戸平均	年	間		1か月 1戸平均	年	間		1か月 1戸平均
		調定戸数	排水量			調定戸数	排水量			調定戸数	排水量			調定戸数	排水量			調定戸数	排水量	
平成 28		戸	m³	m³	戸	m³	m³	m³	戸	m³	m³	m³	戸	m³	m³	m³	戸	m³	m³	m³
	837,340	30,080,517	18.0	1,396	1,646,889	589.9	42	61,306	729.8	95,474	12,244,753	64.1	934,252	44,033,465	23.6					
29																				
	848,538	30,124,014	17.8	1,431	1,640,009	573.0	43	61,577	716.0	96,256	12,272,306	63.7	946,268	44,097,906	23.3					
30																				
	859,484	30,133,277	17.5	1,487	1,703,997	573.0	42	61,078	727.1	97,706	12,311,106	63.0	958,719	44,209,458	23.1					
令和 元																				
	870,867	30,101,033	17.3	1,506	1,780,485	591.1	42	61,191	728.5	97,508	12,149,027	62.3	969,923	44,091,736	22.7					
2																				
	881,579	31,166,110	17.7	1,472	1,616,815	549.2	42	60,905	725.1	96,954	11,141,348	57.5	980,047	43,985,178	22.4					
3																				
	893,863	30,806,351	17.2	1,496	1,590,630	531.6	42	60,748	723.2	97,008	10,948,376	56.4	992,409	43,406,105	21.9					
4																				
	904,256	30,271,934	16.7	1,523	1,689,363	554.6	36	51,591	716.5	96,924	10,920,497	56.3	1,002,739	42,933,385	21.4					
5																				
	915,740	30,100,695	16.4	1,548	1,537,688	496.7	33	47,910	725.9	96,664	10,546,189	54.6	1,013,985	42,232,482	20.8					
6																				
	922,456	29,964,657	16.2	1,567	1,450,543	462.8	30	47,898	798.3	96,403	10,317,760	53.5	1,020,456	41,780,858	20.5					
7																				
	931,817	29,710,064	15.9	1,566	1,463,119	467.2	30	47,223	787.1	95,995	10,051,694	52.4	1,029,408	41,272,100	20.0					

(3) 種別・年度別 1 か月 1 戸当たり平均下水料金

種別 年度	家事用 (第1種)				学校・幼稚園・保育所用 (第2種)				公衆浴場用 (第3種)				第1種・第2種・第3種に該当しないもの (第4種)				計		
	年間		1 か月		年間		1 か月		年間		1 か月		年間		1 か月		年	間	計
	調査戸数	下水料金 円	1 戸平均	円	調査戸数	下水料金 円	1 戸平均	円	調査戸数	下水料金 円	1 戸平均	円	調査戸数	下水料金 円	1 戸平均	円	調査戸数	下水料金 円	
平成 28	837,340	3,869,487,416	2,311		1,396	227,927,512	81,636		42	1,464,480	17,434		95,474	1,696,887,797	8,887		934,252	5,795,767,205	3,102
29	848,538	3,879,029,053	2,286		1,431	227,176,892	79,377		43	1,470,720	17,101		96,256	1,705,291,018	8,858		946,268	5,812,967,683	3,072
30	859,484	3,887,330,526	2,261		1,487	233,453,588	78,498		42	1,458,766	17,366		97,706	1,716,168,535	8,782		958,719	5,838,411,415	3,045
令和 元	870,867	3,919,358,460	2,250		1,506	246,691,589	81,903		42	1,470,235	17,503		97,508	1,703,984,063	8,738		969,923	5,871,504,347	3,027
2	881,579	4,498,341,257	2,551		1,472	251,159,492	85,312		42	1,657,598	19,733		96,954	1,743,293,522	8,990		980,047	6,494,451,869	3,313
3	893,863	4,539,520,237	2,539		1,496	250,166,545	83,612		42	1,686,752	20,080		97,008	1,740,812,114	8,973		992,409	6,532,185,648	3,291
4	904,256	4,477,704,875	2,476		1,523	267,356,939	87,773		36	1,435,501	19,938		96,924	1,736,848,141	8,960		1,002,739	6,483,345,456	3,233
5	915,740	4,458,367,820	2,434		1,548	240,177,619	77,577		33	1,333,712	20,208		96,664	1,675,767,721	8,668		1,013,985	6,375,646,872	3,144
6	922,456	4,681,292,833	2,537		1,567	234,782,090	74,915		30	1,382,155	23,036		96,403	1,713,261,406	8,886		1,020,456	6,630,718,484	3,249
7	931,817	4,887,130,244	2,622		1,566	247,557,073	79,041		30	1,415,374	23,590		95,995	1,743,154,221	9,079		1,029,408	6,879,256,912	3,341

注 (1) 下水料金は検針等に基づいて算出した料金である。

(2) 下水料金は消費税込みの数値である。

8 計測器取付状況

(1) 年度別計測器取付状況と計測器による計測排水量

区分 年度	時間計 100V			時間計 200V			その他の計測器			合 計			計測器による 計 測 排 水 量
	市有品	先方品	計	市有品	先方品	計	市有品	先方品	計	市有品	先方品	計	
平成 23	個 4	個 0	個 4	個 469	個 10	個 479	個 5,191	個 904	個 6,095	個 5,664	個 914	個 6,578	ní 6,829,849
24	4	0	4	462	10	472	5,742	892	6,634	6,208	902	7,110	7,152,740
25	4	0	4	458	10	468	6,114	906	7,020	6,576	916	7,492	7,533,743
26	4	0	4	446	10	456	6,307	905	7,212	6,757	915	7,672	9,129,833
27	2	0	2	440	8	448	6,397	906	7,303	6,839	914	7,753	10,373,785
28	1	0	1	425	9	434	6,473	902	7,375	6,899	911	7,810	12,537,146
29	1	0	1	408	9	417	6,604	901	7,505	7,013	910	7,923	8,492,647
30	1	0	1	404	9	413	6,627	895	7,522	7,032	904	7,936	8,523,480
令和 元	1	0	1	394	9	403	6,666	887	7,553	7,061	896	7,957	8,451,178
2	1	0	1	386	9	395	6,672	881	7,553	7,059	890	7,949	7,647,658
3	1	1	2	377	9	386	6,711	891	7,602	7,089	901	7,990	7,446,142
4	1	0	1	370	9	379	6,755	934	7,689	7,126	943	8,069	7,323,774
5	0	0	0	359	8	367	6,745	955	7,700	7,104	963	8,067	7,479,602
6	0	0	0	344	8	352	6,723	954	7,677	7,067	962	8,029	8,703,574
7	0	0	0	335	8	343	6,663	945	7,608	6,998	953	7,951	6,474,533

注 個数は、各年度末の数値である。

(2) 口径別等計測器明細

令和8年3月31日現在(単位:個)

区 分			市 有 品	先 方 品	計	
時間計	100V		0 (0)	0 (0)	0 (0)	
	200V		335 (2)	8 (0)	343 (2)	
	計		335 (2)	8 (0)	343 (2)	
その他の計測器	堰 式 流 量 計		1 (0)	2 (0)	3 (0)	
	水道メーター	13mm	307 (3)	148 (64)	455 (67)	
		20mm	4,155 (1)	282 (62)	4,437 (63)	
		25mm	1,536 (4)	139 (57)	1,675 (61)	
		30mm	7 (0)	59 (32)	66 (32)	
		40mm	449 (5)	110 (42)	559 (47)	
		50mm	157 (1)	81 (22)	238 (23)	
		65mm	0 (0)	22 (7)	22 (7)	
		75mm	35 (0)	40 (6)	75 (6)	
		100mm	10 (0)	22 (2)	32 (2)	
		125mm	0 (0)	1 (0)	1 (0)	
		150mm	0 (0)	3 (0)	3 (0)	
		200mm	0 (0)	1 (0)	1 (0)	
		250mm	0 (0)	5 (0)	5 (0)	
		小 計		6,656 (14)	913 (294)	7,569 (308)
		電 磁 式 流 量 計		6	30	36
計		6,663 (14)	945 (294)	7,608 (308)		
合 計			6,998 (16)	953 (294)	7,951 (310)	

注 () は、減量用計測器を再掲したものである。

9 年度別水質料金対象事業場の排水量及び水質料金

区 分 年 度	水質料金対象事業場		
	件 数	排水量 m ³	水質料金 円
平成 23	3	113, 295	5, 265, 480
24	4	147, 147	7, 793, 975
25	3	205, 513	11, 909, 385
26	1	75, 876	4, 258, 620
27	3	100, 112	5, 961, 030
28	3	42, 920	2, 282, 865
29	2	38, 365	1, 726, 425
30	3	90, 542	4, 074, 390
令和 元	3	103, 520	2, 929, 035
2	3	76, 253	2, 113, 065
3	0	—	—
4	0	—	—
5	0	—	—
6	0	—	—
7	0	—	—

注 水質料金は消費税抜きの数値である。

10 管渠布設延長（汚水）

令和8年3月31日現在(単位:m)

区分 口径	中部処理区	北部処理区	南部処理区	北西部処理区	流域関連処理分区 (旧柳津町込)	合 計
φ 2,100mm			482.65			482.65
φ 1,800mm			505.52	231.17		736.69
φ 1,650mm			1,214.94			1,214.94
φ 1,600mm	133.00					133.00
φ 1,500mm	909.90	605.05	1,073.13	972.65		3,560.73
φ 1,350mm	140.34	2,130.27	285.86	3,195.14	359.54	6,111.15
φ 1,200mm		781.48	4,197.39			4,978.87
φ 1,100mm	498.29		1,691.62	1,263.20	431.75	3,884.86
φ 1,000mm	597.20	5,035.92	4,877.98	341.02	5,568.17	16,420.29
φ 900mm	(0.01) 2,019.88	154.82	1,146.86	4,457.40	2,238.19	(0.01) 10,017.15
φ 800mm	(△ 7.81) 5,281.63	5,278.22	2,603.24	2,402.23	12,672.76	(△ 7.81) 28,238.08
φ 700mm	(△ 95.69) 2,021.81	2,182.32	5,024.63	3,202.39	2,555.60	(△ 95.69) 14,986.75
φ 600mm	1,145.12	5,865.90	3,541.98	3,144.69	3,256.89	16,954.58
φ 530mm	(90.90) 795.49					(90.90) 795.49
φ 500mm	(119.20) 132.20	2,833.21	4,693.97	3,867.45	2,808.49	(119.20) 14,335.32
φ 450mm	(△ 119.20) 2,098.78	1,599.27	2,418.60	2,610.72	2,857.93	(△ 119.20) 11,585.30
φ 400mm	256.45	2,977.45	4,160.71	6,814.76	7,295.65	21,505.02
φ 380mm	4,626.35		3,790.86		89.40	8,506.61
φ 350mm	92.59	4,832.36	9,192.17	3,206.03	9,845.38	27,168.53
φ 300mm	(△ 95.75) 9,043.67	9,413.37	12,541.93	4,003.38	10,060.92	(△ 95.75) 45,063.27
φ 250mm	(83.64) 3,085.68	17,745.52	23,633.02	9,955.04	37,626.92	(83.64) 92,046.18
φ 230mm	(△ 63.92) 43,350.89		8,729.13		1,275.72	(△ 63.92) 53,355.74
φ 200mm	(37.60) 68,293.97	(369.85) 353,147.16	(245.60) 426,387.11	(130.17) 269,130.44	(904.01) 551,840.01	(1,687.23) 1,668,798.69
φ 180mm	36.40		76.36			112.76
φ 150mm	(42.10) 28,089.28	(152.77) 56,373.83	(423.18) 63,044.50	(330.66) 28,002.07	(188.71) 34,528.76	(1,137.42) 210,038.43
φ 100mm	520.63	565.33	183.92		(8.00) 882.78	(8.00) 2,152.66
φ 80(75)mm	39.63	164.36	185.49	136.82	369.25	895.55
合 計	(△ 8.92) 173,209.18	(522.62) 471,685.84	(668.78) 585,683.57	(460.83) 346,936.60	(1,100.72) 686,564.11	(2,744.03) 2,264,079.29

注;上段()は、当年度布設及び廃管延長を再掲したものである。

令和6年度繰越を含み、令和7年度繰越を含まない。

1 1 プラント処理水量・ポンプ場揚水量及び電力

(1) 年度別推移

年	処 理 水 量 (m³)						揚 水 量 (m³)				電 力 量 (kWh)									
	処 理 場						ポ ン プ 場				場									
	中 部 プラント	北 部 プラント	南 部 プラント	北 西 部 プラント	計	指数	須 賀 ポンプ場	則 武 ポンプ場	計	指数	中 部 プラント	北 部 プラント	南 部 プラント	北 西 部 プラント	計	指数	須 賀 ポンプ場	則 武 ポンプ場	計	指数
度																				
平成																				
28	9,791,840	13,004,640	19,300,220	3,847,062	45,943,762	1.0	3,760,200	531,420	4,291,620	1.0	3,135,592	6,893,064	7,726,632	2,194,650	19,949,938	1.0	98,352	21,528	119,880	1.0
29	10,146,710	12,905,390	18,501,512	4,070,656	45,624,268	1.0	3,861,936	549,691	4,411,627	1.0	3,216,454	7,079,532	7,773,508	2,235,140	20,304,634	1.0	100,580	21,488	122,068	1.0
30	8,665,020	13,073,560	21,488,230	3,922,736	47,149,546	1.0	3,942,882	567,240	4,510,122	1.1	2,975,238	7,036,249	7,976,992	2,262,930	20,251,409	1.0	102,816	20,459	123,275	1.0
令和																				
元	7,420,530	12,721,288	22,278,630	3,962,940	46,383,388	1.0	4,155,970	542,977	4,698,947	1.1	2,895,005	6,969,308	8,179,229	2,167,780	20,211,322	1.0	108,188	19,276	127,464	1.1
2	8,113,900	12,867,799	21,978,930	4,100,374	47,061,003	1.0	4,220,280	562,339	4,782,619	1.1	2,802,239	7,002,547	8,373,763	2,251,090	20,429,639	1.0	113,242	20,863	134,105	1.1
3	8,889,110	13,125,020	19,265,470	4,149,107	45,428,707	1.0	4,238,514	574,832	4,813,346	1.1	3,157,071	7,554,649	7,395,870	2,245,420	20,353,010	1.0	113,292	24,762	138,054	1.2
4	9,064,380	13,221,210	18,350,360	4,124,941	44,760,891	1.0	4,434,696	573,767	5,008,463	1.2	3,179,469	7,127,971	7,365,146	2,259,390	19,931,976	1.0	118,076	24,350	142,426	1.2
5	8,737,880	13,072,160	18,727,250	4,169,175	44,706,465	1.0	4,442,850	564,058	5,006,908	1.2	2,911,904	7,509,618	7,419,650	2,216,859	20,058,031	1.0	113,820	24,902	138,722	1.2
6	8,435,030	12,703,540	18,600,820	4,156,181	43,895,571	1.0	4,095,036	573,261	4,668,297	1.1	2,865,240	7,739,291	7,324,037	2,213,403	20,141,971	1.0	108,505	25,855	134,360	1.1
7	8,496,150	12,661,204	18,415,390	4,186,690	43,759,434	1.0	4,323,510	569,772	4,893,282	1.1	2,823,870	7,238,190	7,390,615	2,168,922	19,621,597	1.0	111,483	25,783	137,266	1.1

注；指数は平成28年度を1.0とした。

(2) 令和7年度月別推移

年 月	区 分	処 理 水 量 (m³)				揚 水 量 (m³)				電 力 量 (kWh)							
		処 理 場				ボ ン プ 場				処 理 場			ボ ン プ 場				
		中 部 プラント	北 部 プラント	南 部 プラント	北 西 部 プラント	計	須 賀 ポンプ場	則 武 ポンプ場	計	中 部 プラント	北 部 プラント	南 部 プラント	北 西 部 プラント	計	須 賀 ポンプ場	則 武 ポンプ場	計
令和 7年	4月	700,580	1,001,550	1,543,240	344,343	3,589,713	315,090	44,137	359,227	232,428	631,716	631,409	177,585	1,673,138	8,269	2,080.6	10,349.6
	5	746,720	1,163,320	1,709,480	374,222	3,993,742	381,276	48,421	429,697	238,033	667,195	647,464	184,613	1,737,305	9,716	2,221.1	11,937.1
	6	816,490	1,302,830	1,931,610	400,638	4,451,568	426,780	64,372	491,152	238,987	630,223	586,507	189,369	1,645,086	10,452	2,566.7	13,018.7
	7	810,860	1,234,734	1,885,110	393,426	4,324,130	408,600	57,344	465,944	257,566	618,391	602,326	196,364	1,674,647	9,667	2,294.8	11,961.8
	8	710,010	1,119,710	1,600,580	354,239	3,784,539	372,996	49,423	422,419	257,980	597,600	568,138	193,656	1,617,374	9,323	2,220.4	11,543.4
	9	693,150	1,066,170	1,515,160	331,431	3,605,911	358,344	44,202	402,546	235,369	556,488	570,290	184,923	1,547,070	9,061	2,087.3	11,148.3
	10	737,110	1,011,470	1,560,560	347,941	3,657,081	373,086	44,824	417,910	225,511	574,774	632,076	187,431	1,619,792	9,785	2,181.8	11,966.8
	11	666,080	915,890	1,313,960	323,781	3,219,711	323,658	40,308	363,966	226,239	524,225	577,510	174,012	1,501,986	8,571	2,037.5	10,608.5
	12	690,330	1,003,190	1,369,750	342,116	3,405,386	336,600	42,938	379,538	231,325	620,951	659,057	174,761	1,686,094	9,088	2,135.1	11,223.1
8年	1月	646,880	951,060	1,340,520	332,814	3,271,274	343,368	47,735	391,103	231,316	607,061	671,057	172,201	1,681,635	9,378	2,164.7	11,542.7
	2	576,690	861,960	1,197,680	299,860	2,936,190	312,894	44,253	357,147	210,820	579,919	591,902	157,523	1,540,164	8,449	1,952.1	10,401.1
	3	701,250	1,029,320	1,447,740	341,879	3,520,189	370,818	41,815	412,633	238,296	629,647	652,879	176,484	1,697,306	9,724	1,840.9	11,564.9
	計	8,496,150	12,661,204	18,415,390	4,186,690	43,759,434	4,323,510	569,772	4,893,282	2,823,870	7,238,190	7,390,615	2,168,922	19,621,597	111,483	25,783.0	137,266.0

日最大	上半期	69,720 (m³)	77,880 (m³)	151,310 (m³)	22,445 (m³)	321,355 (m³)	令和7年7月17日	
	下半期	39,260 (m³)	51,430 (m³)	67,570 (m³)	14,440 (m³)	172,700 (m³)	令和8年3月31日	
処理量	晴天時	23,180 (m³)	37,770 (m³)	65,170 (m³)	12,327 (m³)	138,447 (m³)	令和7年7月21日	

1 2 プラント統計 (脱水ケーキ量、焼却ケーキ量、重油使用量等)
(1) 年度別推移

	年 度	平成28	29	30	令和元	2	3	4	5	6	7
中部 プラント	処理水量	m³	9,791,840	10,146,710	8,665,020	7,420,530	8,113,900	9,064,380	8,737,880	8,435,030	8,496,150
	脱水ケーキ量	t	5,094	4,523	3,987	3,597	3,486	4,048	4,414	4,905	5,086
	電力量	kWh	3,135,592	3,216,454	2,975,238	2,895,005	2,802,239	3,179,469	2,911,904	2,865,240	2,823,870
北部 プラント	処理水量	m³	13,004,640	12,905,390	13,073,560	12,721,288	12,867,799	13,221,210	13,072,160	12,703,540	12,661,204
	脱水ケーキ量	t	8,363	8,890	9,181	8,491	8,582	9,727	9,968	10,421	9,564
	焼却ケーキ量	t	13,400	14,937	13,156	12,563	12,069	15,473	15,154	16,797	15,103
	重油使用量	l	662,306	835,747	886,651	674,779	596,629	813,624	742,522	784,901	675,080
	焼却灰発生量	t	436	424	480	513	564	380	343	378	276
	りん回収量	kg	156,322	156,291	140,865	129,837	149,338	37,335	17,778	15,158	5,308
南部 プラント	電力量	kWh	6,893,064	7,079,532	7,036,249	6,969,308	7,002,547	7,127,971	7,509,618	7,739,291	7,238,190
	処理水量	m³	19,300,220	18,501,512	21,488,230	22,278,630	21,978,930	18,350,360	18,727,250	18,600,820	18,415,390
	脱水ケーキ量	t	11,015	10,817	12,232	11,526	11,099	9,921	9,796	9,429	9,512
	焼却ケーキ量	t	11,015	9,342	12,232	11,051	11,099	6,934	7,962	7,828	9,050
	重油使用量	l	502,650	485,280	510,050	417,990	601,860	355,880	386,670	366,720	429,950
	焼却灰発生量	t	213	160	222	212	214	110	152	153	186
北 西部 プラント	電力量	kWh	7,726,632	7,773,508	7,976,992	8,179,229	8,373,763	7,365,146	7,419,650	7,324,037	7,390,615
	処理水量	m³	3,847,062	4,070,656	3,922,736	3,962,940	4,100,374	4,124,941	4,169,175	4,156,181	4,186,690
	電力量	kWh	2,194,650	2,235,140	2,262,930	2,167,780	2,251,090	2,259,390	2,216,859	2,213,403	2,168,922
プラ ント 計	処理水量	m³	45,943,762	45,624,268	47,149,546	46,383,388	47,061,003	44,760,891	44,706,465	43,895,571	43,759,434
	脱水ケーキ量	t	24,472	24,230	25,400	23,615	23,167	22,862	24,178	24,754	24,162
	焼却ケーキ量	t	24,415	24,279	25,388	23,614	23,168	22,816	23,116	24,625	24,153
	重油使用量	l	1,164,956	1,321,027	1,396,701	1,092,769	1,198,489	1,035,848	1,129,192	1,151,621	1,105,030
	焼却灰発生量	t	649	584	702	725	777	643	495	531	462
	電力量	kWh	19,949,938	20,304,634	20,251,409	20,211,322	20,429,639	19,931,976	20,058,031	20,141,971	19,621,597
流域関連処理水量		m³	10,902,850	10,904,807	11,044,399	11,010,756	11,567,885	11,275,390	11,402,385	11,382,075	11,401,849

(2) 令和6年度月別推移

	月		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10月	11月	12月	1 月	2 月	3 月	計
	処理水量	m ³	727,260	747,080	739,780	816,970	753,500	690,420	707,700	678,990	659,150	631,370	590,770	692,040	8,435,030
中部 プラント	脱水ケーキ量	t	477.58	384.41	389.90	442.63	332.98	354.85	362.37	367.98	455.03	476.33	396.86	463.73	4,904.65
	電力量	kWh	228,217	229,718	237,983	254,327	266,482	251,441	237,040	222,273	234,093	242,312	218,224	243,130	2,865,240
北部 プラント	処理水量	m ³	1,030,450	1,155,850	1,235,950	1,340,470	1,158,150	1,035,950	1,012,040	948,550	967,080	959,890	873,910	985,250	12,703,540
	脱水ケーキ量	t	957.67	879.42	800.07	947.13	816.20	721.78	823.49	766.38	1,017.50	998.10	806.11	886.76	10,420.61
	焼却ケーキ量	t	1,435.20	1,263.80	1,751.60	2,120.90	1,370.10	1,076.80	1,185.90	1,136.70	1,472.50	1,474.30	1,158.60	1,350.20	16,796.60
	重油使用量	l	67,415	52,237	76,528	84,601	52,216	42,855	46,972	45,490	83,960	81,872	70,144	80,611	784,901
	焼却灰発生量	t	32.90	27.00	54.90	80.70	40.60	23.90	25.10	21.00	21.10	18.80	14.20	18.10	378.30
	りん回収量	kg	2,075	1,989	664	7,095	2,010	663	0	0	662	0	0	0	15,158
南部 プラント	電力量	kWh	660,386	627,096	681,586	742,294	640,997	557,376	586,246	549,377	685,493	691,913	622,778	693,749	7,739,291
	処理水量	m ³	1,725,790	1,708,950	1,687,470	1,918,720	1,575,200	1,604,780	1,576,060	1,493,440	1,349,060	1,317,340	1,193,340	1,450,670	18,600,820
	脱水ケーキ量	t	907.10	936.00	666.15	757.97	807.60	805.60	777.30	630.50	802.90	809.70	705.00	822.90	9,428.72
	焼却ケーキ量	t	907.10	936.00	72.20	0.00	558.70	805.60	777.30	630.50	802.90	809.70	705.00	822.90	7,827.90
	重油使用量	l	37,620	38,970	3,230	0	37,700	36,720	36,600	33,540	37,370	39,130	32,560	33,280	366,720
	焼却灰発生量	t	16.80	18.20	3.70	0.00	7.10	16.00	20.00	14.00	14.40	12.80	15.60	14.10	152.70
北 西 部 ト	電力量	kWh	651,530	670,853	494,098	480,936	587,054	607,865	648,070	613,658	651,072	665,352	602,679	650,870	7,324,037
	処理水量	m ³	350,424	364,289	365,061	394,323	348,077	351,885	351,510	332,867	335,043	327,386	302,380	332,936	4,156,181
	電力量	kWh	176,783	193,962	200,576	200,888	194,573	188,982	187,859	174,068	176,491	177,600	161,364	180,257	2,213,403
プラ ント 計	処理水量	m ³	3,833,924	3,976,169	4,028,261	4,470,483	3,834,927	3,683,035	3,647,310	3,453,847	3,310,333	3,235,986	2,960,400	3,460,896	43,895,571
	脱水ケーキ量	t	2,342.4	2,199.8	1,856.1	2,147.7	1,956.8	1,882.2	1,963.2	1,764.9	2,275.4	2,284.1	1,908.0	2,173.4	24,754.0
	焼却ケーキ量	t	2,342.3	2,199.8	1,823.8	2,120.9	1,928.8	1,882.4	1,963.2	1,767.2	2,275.4	2,284.0	1,863.6	2,173.1	24,624.5
	重油使用量	l	105,035	91,207	79,758	84,601	89,916	79,575	83,572	79,030	121,330	121,002	102,704	113,891	1,151,621
	焼却灰発生量	t	49.70	45.20	58.60	80.70	47.70	39.90	45.10	35.00	35.50	31.60	29.80	32.20	531.00
流域関連処理水量	電力量	kWh	1,716,916	1,721,629	1,614,243	1,678,445	1,689,106	1,605,664	1,659,215	1,559,376	1,747,149	1,777,177	1,605,045	1,768,006	20,141,971
		m ³	1,003,750	1,019,004	1,087,503	1,212,969	1,012,309	1,007,895	895,556	872,630	838,678	829,808	750,437	851,536	11,382,075

1 3 各務原浄化センター流入汚水量

(1) 令和7年度月別流入汚水量

(単位: m³)

区 分	浄化センター	長良川幹線		木曽川幹線	その他
		岐阜市	各務原市の 一部、岐南 町、笠松町	各務原市の 一部、美濃加 茂市、可児 市、坂祝町等	
7年 4月	3,686,192	878,260	1,054,403	1,730,326	23,203
5月	4,339,892	1,034,214	1,235,000	2,043,702	26,976
6月	5,214,251	1,211,750	1,514,509	2,455,947	32,045
7月	4,655,051	1,134,055	1,422,408	2,070,676	27,912
8月	4,256,277	1,032,701	1,280,355	1,917,621	25,600
9月	4,298,820	1,008,269	1,269,931	1,992,952	27,668
10月	3,958,378	935,176	1,181,480	1,816,474	25,248
11月	3,574,320	842,666	1,058,313	1,648,885	24,456
12月	3,667,271	876,025	1,068,970	1,698,416	23,860
8年 1月	3,524,969	845,156	1,025,948	1,629,600	24,265
2月	3,132,545	744,972	918,411	1,449,653	19,509
3月	3,663,132	858,605	1,036,033	1,745,167	23,327
7年度合計	47,971,098	11,401,849	14,065,761	22,199,419	304,069
6年度合計	48,162,579	11,382,075	14,133,940	22,393,881	252,683

注：その他は、浄化センター及び長森、岐南、川島、兼山ポンプ場での冷却水や雑排水等である。

1 4 排水設備工事施工状況の推移

(単位:件)

区分	年 度	平成28	29	30	令和 元	2	3	4	5	6	7
汚水・水洗便所新設		2,996	3,393	3,029	3,429	2,771	2,912	3,068	2,061	1,566	1,502
水洗便所新設		13	21	13	28	32	34	36	40	37	44
汚水新設		11	16	7	20	9	25	16	20	27	33
水洗便所増設		27	29	35	23	27	15	31	20	16	17
汚水増設		15	10	6	8	4	4	6	9	5	6
位置変更・その他		240	240	137	211	132	105	150	107	104	113
計		3,302	3,709	3,227	3,719	2,975	3,095	3,307	2,257	1,755	1,715

1 5 修繕件数

(1) 公道分修繕件数

区分 年度	人孔	下水管	下水管詰り	取付管詰り	工事立会	計
19	922	88	87	56	4,778	5,931
20	906	122	111	64	5,747	6,950
21	917	108	88	64	5,364	6,541
22	864	101	89	50	5,020	6,124
23	774	130	102	48	4,268	5,322
24	762	130	95	47	3,897	4,931
25	724	75	75	63	3,328	4,265
26	678	48	142	57	3,036	3,961
27	731	47	119	65	3,239	4,201
28	564	46	139	66	3,045	3,860
29	591	32	163	67	3,085	3,938
30	436	25	172	90	3,176	3,899
元	650	34	164	99	2,904	3,851
2	623	20	126	149	2,098	3,016
3	527	17	210	129	2,302	3,185
4	669	18	132	131	3,145	4,095
5	442	18	146	93	2,578	3,277
6	348	28	159	93	2,795	3,423
7	304	12	117	106	2,688	3,227

注：平成12年4月1日より宅地内修繕を廃止。岐阜市下水道排水設備指定工事店等で対応(有料)

1 6 下水の水質等の状況
令和7年度 下水水質試験成績表 (年平均)

試 験 項 目	試料名	中部プラント		北部プラント		排水基準
		流入水	放流水	流入水	放流水	
気温	(℃)	21.2	21.2	21.4	21.4	—
水温	(℃)	22.0	22.9	21.9	23.4	—
外観		淡黄色	殆ど無色	黄褐色	殆ど無色	—
透視度	(度)	4.2	50以上	5.3	50以上	—
臭気		微し尿臭	殆ど無臭	し尿臭	殆ど無臭	—
水素イオン濃度(pH)		7.0	6.8	6.9	6.8	5.8～8.6
生物化学的酸素要求量(BOD)	(mg/L)	230	1.7	220	4.2	15
化学的酸素要求量(COD)	(mg/L)	110	7.5	110	8.1	(30〔20〕*1)
浮遊物質(SS)	(mg/L)	150	1	170	3	40
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	(mg/L)	19	2.0	20	1.8	鉱油5,動植物油30
フェノール類含有量	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	5
銅含有量	(mg/L)	0.03	不検出	0.12	不検出	3
亜鉛含有量	(mg/L)	0.06	0.03	0.18	0.04	2
溶解性鉄含有量	(mg/L)	0.54	0.10	0.13	0.05	10
溶解性マンガン含有量	(mg/L)	0.03	0.02	0.02	0.02	10
クロム含有量	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	2
大腸菌数	(CFU/mL)	32,000	18	36,000	40	800
窒素含有量	(mg/L)	39.2	2.4	37.8	7.0	(20〔15〕*2)
燐含有量	(mg/L)	6.1	0.5	6.0	0.6	1.5
カドミウム及びその化合物	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.03
シアン化合物	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	1
有機燐化合物	(mg/L)	—	不検出	—	不検出	1
鉛及びその化合物	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.1
六価クロム化合物	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.2
砒素及びその化合物	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.1
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.005
アルキル水銀化合物	(mg/L)	—	不検出	—	不検出	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	(mg/L)	—	不検出	—	不検出	0.003
トリクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.1
テトラクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.1
ジクロロメタン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.2
四塩化炭素	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.02
1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.04
1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	1
シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.4
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	3
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.06
1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.02
チウラム	(mg/L)	—	不検出	—	不検出	0.06
シマジン	(mg/L)	—	不検出	—	不検出	0.03
チオベンカルブ	(mg/L)	—	不検出	—	不検出	0.2
ベンゼン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.1
セレン及びその化合物	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.1
ふつ素及びその化合物	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	8
ほう素及びその化合物	(mg/L)	0.03	不検出	0.03	0.03	10
1,4-ジオキサン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.5
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素	(mg/L)	24.4	0.2	24.0	1.4
	亜硝酸性窒素	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0.6
	硝酸性窒素	(mg/L)	0.2	1.4	0.1	4.4

注(1)排水基準は、下水道法第8条に定める放流水の水質基準を示す。

(2)*1 は、水質汚濁防止法第4条の5に基づき平成19年6月18日岐阜県告示第437号で示された総量規制基準に係る濃度を示す。

処理方法により基準が異なる。中部、北西部プラントは20、その他の処理場は30。

(3)*2は、中部プラント及び北西部プラントは15、その他の処理場は20。

(4)*3 は、アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量を示す。

令和7年度 下水水質試験成績表 (年平均)

試 験 項 目	試料名	南部プラント		北西部プラント		排水基準
		流入水	放流水	流入水	放流水	
気温	(℃)	19.1	19.1	21.4	21.4	—
水温	(℃)	21.6	22.4	21.9	22.6	—
外観		淡黄色	殆ど無色	淡黄色	殆ど無色	—
透視度	(度)	6.1	50以上	5.2	50以上	—
臭気		微し尿臭	殆ど無臭	微し尿臭	殆ど無臭	—
水素イオン濃度(pH)		7.0	6.8	6.8	6.8	5.8～8.6
生物化学的酸素要求量(BOD)	(mg/L)	180	6.3	180	1.8	15
化学的酸素要求量(COD)	(mg/L)	100	8.1	100	7.5	(30[20] * ₁)
浮遊物質(SS)	(mg/L)	110	5	120	不検出	40
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	(mg/L)	20	1.9	21	1.4	鉱油5,動植物油30
フェノール類含有量	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	5
銅含有量	(mg/L)	不検出	不検出	0.04	不検出	3
亜鉛含有量	(mg/L)	0.05	0.03	0.06	0.04	2
溶解性鉄含有量	(mg/L)	0.28	0.06	0.15	0.04	10
溶解性マンガン含有量	(mg/L)	0.03	0.02	0.03	0.03	10
クロム含有量	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	2
大腸菌数	(CFU/mL)	16,000	8	36,000	39	800
窒素含有量	(mg/L)	35.4	8.3	38.1	6.6	(20[15] * ₂)
リン含有量	(mg/L)	6.1	0.5	3.7	0.2	1.5
カドミウム及びその化合物	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.03
シアン化合物	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	1
有機リン化合物	(mg/L)	—	不検出	—	不検出	1
鉛及びその化合物	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.1
六価クロム化合物	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.2
砒素及びその化合物	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.1
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.005
アルキル水銀化合物	(mg/L)	—	不検出	—	不検出	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	(mg/L)	—	不検出	—	不検出	0.003
トリクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.1
テトラクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.1
ジクロロメタン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.2
四塩化炭素	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.02
1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.04
1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	1
シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.4
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	3
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.06
1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.02
チウラム	(mg/L)	—	不検出	—	不検出	0.06
シマジン	(mg/L)	—	不検出	—	不検出	0.03
チオベンカルブ	(mg/L)	—	不検出	—	不検出	0.2
ベンゼン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.1
セレン及びその化合物	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.1
ふっ素及びその化合物	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	8
ほう素及びその化合物	(mg/L)	0.02	0.02	0.03	0.03	10
1,4-ジオキサン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.5
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素 (mg/L)	22.1	0.8	26.9	0.8	100 * ₃
	亜硝酸性窒素 (mg/L)	不検出	0.2	不検出	不検出	
	硝酸性窒素 (mg/L)	0.1	6.5	0.1	5.2	

注(1)排水基準は、下水道法第8条に定める放流水の水質基準を示す。

(2)*1 は、水質汚濁防止法第4条の5に基づき平成19年6月18日岐阜県告示第437号で示された総量規制基準に係る濃度を示す。

処理方法により基準が異なる。中部、北西部プラントは20、その他の処理場は30。

(3)*2は、中部プラント及び北西部プラントは15、その他の処理場は20。

(4)*3 は、アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量を示す。

用語の解説

1 水素イオン濃度 (pH)

水が、酸性かアルカリ性を示すものです。

pH 7は中性で、7より大きい値はアルカリ性、7より小さい値は酸性です。

4 浮遊物質 (SS)

水の中にある、固形物の量です。

この数値が大きいほど水が汚れていて、小さいほど水はきれいです。

2 生物化学的酸素要求量 (BOD)

水の中の有機物が、微生物の働きにより分解されるときに、必要な酸素の量のことです。

この数値が大きいほど水が汚れていて、小さいほど水はきれいです。

5 ノルマルヘキサン抽出物質含有量

水中の油分の量です。

鉱油類と、動植物由来の油脂を合わせた量のことです。

この数値が大きいと、下水道管のつまり、悪臭や爆発の原因となります。

3 化学的酸素要求量 (COD)

水の中の有機物が、酸化剤（過マンガン酸カリウム）で、分解されるときに必要な酸素の量です。

この数値が大きいほど水が汚れていて、小さいほど水はきれいです。

6 フェノール類含有量

フェノール類は、フェノール（石炭酸）・フェノール化合物の総称です。フェノール化合物は、クレゾール液や消毒用薬剤に使われています。

この数値が大きいと、悪臭の原因となります。